日本政治法律学会　第 7 回研究大会　　2021 年 5 月 15 日（土）
政治パネル

「欧州議会」の創設を求めて
–欧州審議会設立過程における国際圧力団体の役割－

駿河台大学　黒木美來
kuroki.mirai@surugadai.ac.jp[1]

1. 報告概要

本報告では、1949 年 5 月にストラスブールに設立された欧州審議会（Council of Europe: CoE）の設立過程について分析を試みる。国際機構の設立過程であるが故に、当然西欧各国の政策決定者についても分析の焦点をあてるが、本報告では、同機構の設立過程において非政府主体が果たした役割に特段焦点をあて、分析を試みる。

2. 分析対象

2-1.「欧州審議会（Council of Europe: CoE）」

- “Council of Europe”の訳語としては、「欧州審議会」と「欧州評議会」が使用されている。外務省は欧州評議会を使用しているが、先行研究などでは欧州審議会と訳されることが多い。訳語による混乱を避けるため、以後は CoE と表記する。
- CoE は、1949 年 5 月 5 日に設立された機構で、戦後欧州統合のさきがけとしてつくられた国際機構である。欧州連合（European Union: EU）の機関である欧州理事会（European Council）と名称が似ているが EU の機関ではない。主要機関は、各国閣僚からなる閣僚委員会、各国議会議員からなる議会総会である。両機関とも勧告権限のみのため、法的拘束力は持たない。法的基準、人権、民主主義の発展、法の支配、文化協力に重点を置いている[2]。

2-2.「欧州運動（European Movement）」

- 1948 年 10 月 25 日に設立された当時最大の欧州統合運動団体。
- EM には、イギリスの「統一欧州運動（United Europe Movement）」、ベルギーの「欧州経済協力連盟（Ligue Européenne de Coopération Economique）」、フランスの「統一欧州フランス評議会（Conseil Français pour l’Europe unie）」、西欧各国の連邦主義団体の上部組織である「欧州連邦主義者同盟（Union Européenne des Fédéralistes）」、キリスト教民主主義政党が参加する「新国際エキップ（Nouvelles Equipes Internationales）」、社会主義者の参加する「欧州合州国社会主義運動（Movement Socialiste pour les Etats-Unis d’Europe）」などの欧州統合運動団体が参加していた[3]。

---

[1] 作業中につき基本的に引用は認めませんが、本稿のアイディア・視点を参考にする場合は、直接ご連絡ください。
[2] 最上敏樹（2006）『国際機構論』東京大学出版会, 202-213 頁。
[3] *DHEI*, Vol.4, pp.319-324.

- EM は、西欧各国に国内組織をもち、その上部組織として活動する国際団体であったのと同時に、欧州統合を実現するため、政府に対し働きかけを行うことを重視する国際的圧力団体でもあった。それだけでなく、実現可能性を重視した構想の提示を行うシンクタンク的役割も果たした[4]。
- 前身団体は、1947 年 12 月に設立された「欧州統合運動国際連携委員会（Joint International Committee of the Movement for European Unity）」で、同団体は、1948 年 5 月に欧州の政治・経済・文化統合を議論する「ハーグ会議」[5]を開催。1948 年 10 月に EM へと改組。

2-3.分析対象時期

- 1948 年 5 月（ハーグ会議後）から 1949 年 2 月 CoE 設立決定まで
  （最終的には、CoE が設立される 1949 年 5 月までを扱う予定である。）

3. 問題意識

（１）戦前の欧州統合史と戦後の欧州統合史の間にある溝。（＝非政府主体を統合史に含む必要性）

- 戦前：思想史。欧州統合思想家（非政府主体がほとんど）の構想分析が中心。
- 戦後：外交史、国際政治史。外交政策決定者が中心的な分析対象[6]。
  - ➢ 戦後、実際に構想が制度として結実していく過程において、政府主体しか役割を果たしていないのか。非政府主体は何の役割も果たしていないのか。果たしたとしたら、どのような役割を果たしたのだろうか。

（２）WW II 後の欧州統合史＝ECSC-EEC-EC-EU の記述に対する疑問（＝CoE に着目する必要性）

- 正史（制度史）＝ECSC から。

---

[4] 同様の指摘は以下を参照。上原良子（2002b）「欧州審議会の成立とフランス」『史論』第 55 巻, 70-90 頁。

[5] ハーグ会議は 1948 年 5 月 7 日から 10 日に開催された民間の国際会議で、元首相・大臣などの要人や民間人を含む約 800 名が参加した、当時最大規模の国際イベントである。Macmillan, Harold (1969), *Tides of Fortune 1945-1955*, London: Macmillan, p.158. 主催者として参加するチャーチル（Winston Churchill）英元首相、ベルギーのヴァン・ゼーラント（Paul van Zeeland）元首相、エリオ（Edouard Herriot）仏元首相だけでなく、デンマークのクリステンセン（Knud Kristensen）元首相、ラマディエ（Paul Ramadier）仏元首相などが参加した。大臣経験者では、イギリスのサンズ（Duncan Sandys）・イーデン（Anthony Eden）・マクミラン、ルーマニアのガフェンク（Grigore Gafencu）、フランスのド・マントン（François de Menthon）などが参加した。また、アデナウアー（Konrad Adenauer）やミッテラン（François Mitterrand）などの後の首相や大統領も参加していた。ただし、参加者のほとんどは民間人であった。Congress of Europe, List of the participants of the Congress of Europe, The Hague, May 7-11th 1948.

[6] 1995 年から 2008 年までの『欧州統合史ジャーナル(*Journal of European Integration History*: *JEIH*)』掲載論文をサーベイしたサイデルによると、文化史の比重が若干高まりつつあるものの、主流は外交史であり、ほぼ 1/3 の 60 論文がそれに該当する。Seidel, Katja (2010), “From Pioneer Work to Refinement: Publication Trends”, in Wolfram Kaiser and Antonio Varsori(eds.), *European Union History*, Palgrave Macmillan, pp.26-44. この点について、ミルワードも「外交史、もっとも頻繁には一国外交史…が歴史家たちの優先的な選択であり続けている」と批判的に振り返っている。Milward, Alan (2005), *Politics and Economics in the History of European Union*, Routledge, p.xiii. この点については以下も参照。遠藤乾（2011）「ヨーロッパ統合史のフロンティア-EU ヒストリオグラフィーの構築に向けて」遠藤乾・板橋拓己編著『複数のヨーロッパ－欧州統合史のフロンティア』北海道大学出版会, 10-11 頁。

- CoE は、元々政治統合の議論の中で設立された国際機構。設立後も 1950 年代半ばまでは欧州統合派の政治家たちにとって、ECSC とともに、欧州統合、とりわけ政治統合の出発点として、統合への意志、ネットワーク形成、経済統合、農業問題など、様々な政策の議論の場としての役割を果たした[7]。
- よって、CoE は WWⅡ後の欧州統合を構成している一部であり、欧州統合史の分析対象として重要である。また言い換えれば、1940 年代の欧州統合に関する議論は、CoE の設立過程をみなければ明らかにすることができない。

4. 先行研究の整理と批判的検討

（1） CoE らしさについて

① Robertson（1956）

・「人権」と「社会的進歩」は、国際連盟（LoN）や国際連合（UN）憲章にも記されていたが、この時点では「政治的自由」、「法の支配」は含められていなかった。

・「民主主義」、「個人の自由」、「政治的自由」、「法の支配」は、ブリュッセル条約機構（BTO）と北大西洋条約機構（NATO）の憲章の中で含まれるようになった。

・CoE 憲章の中で注目すべきは、「緊密な統一（closer unity）」や「緊密な連合（closer association）」

- すなわち、「人権」「民主主義」「政治的自由」「法の支配」が憲章の中で謳われているというだけでは、「CoE らしさ（特性）」ではない。
- closer unity, closer association への制度的基盤が整えられて初めて CoE らしさといえる。

② 上原（2002）

・（CoE のユニークな点について）西欧的な精神的同義的「価値」を基礎とするだけでなく、さらに欧州人権条約の制定、ヨーロッパ法廷、法の統合など、これらの「価値」の具体化を進めてきた点を指摘。

- 他の機構と異なる点は、「具体化」にあり。

⇨これらの「価値」と具体化の基盤が、いつ・どのような理由から・誰によって導入されたのかを明らかにすることで、CoE（らしさ）の形成過程の最重要部分を明らかにすることができる。

→しかし、これまでの先行研究は上記の点について分析が不十分。

理由…閣僚理事会と諮問議会の併設がなぜ採用されたのかという政治組織の部分に議論が集中

Bitsch(1986); Robertson(1956); Schmahl&Breuer(2017); Svik(2016); Hick(1981)

⇨そして、この点において、非政府主体の役割はいかなるものであったか。これを検討するのが本報告の主目的。

（2） 英国政府ならびに英国代表団の方針変更に対する分析不足

・1948 年 12 月時点で、「欧州連合研究委員会」（通称：エリオ委員会）は、全会一致で妥協案を採択[8]

---

[7] 上原良子（2008）「ヨーロッパ統合の生成 1947-50 年 冷戦・分断・統合」遠藤乾編『原典　ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会, 179 頁。

[8] *Daily Press*, 18.12.48.; *Le Populaire*, 27.12.48.; Spaak, Paul-Henri (1971), *The Continuing Battle: Memoires*

妥協案…閣僚理事会と政府任命による諮問議会の併設

↓

・1949 年 1 月 13-14 日：ベヴィン・シューマン会談　合意に至る

↓

・1 月 18 日：5 大国会議

英代表ドールトン（Hugh Dalton）が合意を覆し、再び政府から任命された代表は大臣によって率いられること、ブロック式投票などを要求

↓

・1 月 28 日：5 カ国外相会談

a Council of Europe の創設に合意/諮問議会と閣僚理事会から構成

⇨この短い期間の英国側の態度・方針の変化について、先行研究は説明しきれていない。

⇨特に、CoE 設立という点において、関係アクターが英国の参加を不可欠なものと考えていたことに鑑みると、なぜ英国政府（特にベヴィン）と英国代表団は態度を硬化させたり妥協したりしたのか、という点について答えておかなければならない。

⇨（態度の硬化・妥協という点についての考察は、もちろん英国政府・代表団に限らないが)、特に CoE 建設という点においては、英国政府の妥協が重要な鍵となるため、この点について明らかにする必要がある。

Cf. フランス政府の数々の妥協については、Bitsch(1986)が最も詳しい。

したがって、本報告では、

- これらの点を踏まえた上で、先行研究が分析を試みてこなかった点を補い、CoE 設立過程の歴史をもう一度描き直す。
- そして、非政府主体（ここでは JICMEU→「欧州運動（EM)」が想定される）が、どのように政府レベルの交渉に関わり、どのような影響を及ぼしていたのか・いなかったのかについて再検討する。
- 特に、戦後の欧州統合過程初期における「仕分けの力学」[9]に非政府主体が果たした役割があるのかないのか。

of a European, Weidenfeld, p.204.

[9] 遠藤は、戦後欧州は、政治・経済、軍事・安全保障、規範・社会イメージの 3 面にわたって調和的に成立した複合的国際体制の下にあったと述べ、その国際体制を「EU-NATO-CE 体制」と呼んだ。戦後初期の特に 1950 年代は、「ECSC-NATO-CE」体制であったと指摘している。遠藤乾編（2008）『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会, 6-10 頁。このような、ヨーロッパレベルの分業が確立されていく過程において、どの機構にどの分野・役割を担わせるかが政府間交渉の影響によって決められていく様を「仕分けの力学」と呼称することとする。

本論

第一節　ハーグ会議の成果とビドー提案

【ハーグ会議後の運動方針】

■　**1948 年 5 月 29-30 日：「欧州統合運動国際連携委員会（JICMEU）」会合**[10]

→会合に向けて、執行委員会議長のサンズ（Duncan Sandys）は 2 つの文書を作成

①　「将来の運動組織：執行委員会議長による提案」[11]

・ハーグ会議の決議＝実現していかなければならない目標であり課題

→より緊密な協力の必要性

・JICMEU の再編成

→①政策の幅広い方針を定める評議会、②政策を実施するために必要な行動を計画し管理する執行部、③各領域における委員会、④事務総局　から構成される新組織。

②　「運動の目的と計画：執行委員会議長による提案」[12]

・ハーグ会議決議の配布：英・仏両語でパンフレットを作成

・各国代表団は、各国内で首相や外務大臣に対し、代表団を組織し、圧力行動を行っていく

→決議の項目について説明し、実現を促していく

・ハーグ会議の決定に従い、特別委員会を設置。

（1）**人権憲章**を起草し、民主主義の名に値するために国家が従わなければならない基準を規定。

（2）欧州文化センターの特質と構成について検討する委員会。

（3）その他、欧州最高裁判所の創設と欧州児童青年問題研究所の創設に関してより詳細な提案を作成する委員会。

・最重要政策としての**「欧州議会」**

→議会は大衆へのインパクトが大きい。

→議会さえ一度設定することができれば、ハーグ会議の決議内容を実現するよう継続して圧力をかけ続けることができるため、最も強力な道具となる。

→議員の団体である「欧州議員同盟（EPU）」との協力の必要性。

- サンズは、確実にハーグ会議の成果を次に繋げようとしている。
- そのための指針①：JICMEU の再編成
- 指針②：ハーグ会議の決議に合わせた特別委員会の設置。
- 指針③：特に重要な項目として、欧州議会をあげ、その実現に向けて EPU との協力を確認。
- 指針④：ハーグ会議の決議をパンフレットにまとめ、今後の宣伝・圧力行動に活かす。
- 各国代表団は、自国の首相や外相に接見し、ハーグ会議の決議の項目について説明することが要求。

[10] ME-332, Procès-Verbaux des Réunions du Comité des 29 et 30 mai 1948.

[11] ME-332, Organisation pour la Campagne Prochaine. ; *DHEI*, Vol.4, pp.353-6.

[12] ME-332, Objectifs et Plans de la Campagne.; *DHEI*, Vol.4, pp.356-8.

【英国内での圧力行動】

■ **6 月 17 日：英代表団（チャーチル、サンズら）アトリー首相とベヴィン外相を訪問**[13]

アトリー首相とベヴィン外相の抵抗：

アトリー：終始「議会（Assembly)」を完全に**政府間組織**として発言[14]

ビヴィン：議会を各国政府から独立した組織であると認識した上で、直接選挙で議会を運営した場合、どのようにして**共産主義者を排除**するのかを懸念。

国家主権のいかなる侵食にも反対。政府間主義的組織には賛成。

- イギリス議会：1945 年総選挙時、共産党は 2 議席獲得。以後は、議席なし。
  →ベヴィンは、国内議会の状況から共産党の参加を防止できないことを懸念しているのではない。
- フランス議会：1945 年制憲議会選挙時、共産党は 126 議席で第一党→46 年第二党に→11 月 10 日第四共和政下で最初の議会選挙でも再び第一党に。しかし、47 年 5 月ゼネストの件でラマディエが共産党閣僚を罷免。野党に。
- ベルギー：1946-47 年社会党・自由党・共産党（PCB）の連合政権。マーシャル・プラン以後は、国内で反共主義が起こり、PCB にとって厳しい状況に。
  →ベヴィンは他の BTO 諸国の情勢に鑑みて、共産主義者の欧州議会への関与を懸念。

→英国内で伝えられたベヴィンの懸念は、7 月 19 日のビドー提案後の機構内議論でも示されることとなる。

【西ドイツ政府成立と第一次ベルリン危機の影響】

■ 1948 年春から開始されたロンドン会議が、6 月 7 日に終了。

→西部ドイツ政府成立決定。

■ 6 月 24 日：ソ連　ベルリン封鎖（第一次ベルリン危機）

→西部ドイツ政府が成立しただけでなく、「ドイツ分断」が決定的に。

→これらの出来事が、①JICMEU の統合構想と②政府レベルの統合構想の両方に影響。

① JICMEU の覚書は、以後、メンバーシップに西部ドイツを含むことを明言。

② フランスの対独政策の転換とビドー提案。

・元々、米国からの圧力もあり、マーシャル・プラン受諾のためには、ドイツ資源の活用に賛成しなければならなかった。

対独復讐＝ドイツ弱体化政策　→ 対独和解＝ドイツ復興容認　へと政策転換する必要性[15]

→この流れが、ベルリン危機によって決定的に。

西ベルリンは冷戦下における西側の守るべき最前線に。

→西部ドイツ政府成立により、国民の反独感情が爆発。怒りの矛先は外相ビドーに[16]。

---

[13] CAB129/28, CP(48)162, 17 June 1948, “Western Union”, Note by the Secretary of the Cabinet.; Macmillan, Harold (1969), *Tides of Fortune*, Harper Collins, pp.161-162.; Hick, Alan (1981), *The European Movement and the campaign for a European Assembly 1947-1950*, thesis, European University Institute, pp.264-269.

[14] FO800/446, Attlee to Churchill.

[15] 上原良子・廣田功（2012）「戦後復興と欧州統合」吉田徹編『ヨーロッパ統合とフランス』法律文化社、第 4 章。

[16] 同書, 119 頁。; Svik, Peter (2016b), “The Czechoslovak Factor in Western Alliance Building, 1945-1948,”

→ビドー提案へとつながる。

【7 月 17-18 日：JICMEU の国際執行委員会会合@パリ】

→3 つの覚書を採択[17]。

① 欧州経済協力機構（OEEC）加盟 16 カ国首相用

② 西欧各国の議会用

③ BTO 加盟 5 カ国外相会議用

・参加国の議会によって任命された代表から構成される**「欧州議会」**の招集を要求

議会の役割：世論を**刺激**、政治・経済統合の実践的な方法について**助言**、連合もしくは連邦を創設する上で浮上する法律・憲法的含意について**調査**、必要な計画の**準備**

➢ 各国政府が受け入れやすい内容に配慮＝**諮問的役割**を強調

・メンバーシップ：OEEC16 カ国＋**西部ドイツ**

・参加国の議会は、欧州議会の招集を要求する決議の採択のため（準備会合に）招待される。

・欧州議会は、遅くとも 1949 年初頭には設置されるべき。

➢ ここで、一旦、人権憲章の起草がなくなっている。中心的課題は、**欧州議会**。

➢ 再び、人権憲章の起草が持ち出される理由は、次節で検討。

→JICMEU のケルステンス（Peter Kerstens）オランダ上院議員が、BTO 会合へ持参し提出[18]。

【ビドー提案】

■ 1948 年 7 月 19 日：BTO 諮問理事会

→JICMEU は覚書を提出し、外交レベルでの協議を要請。

→同日：フランス外相ビドーは、「欧州議会」と「経済および関税同盟」の実現を要求。

欧州議会…詳細は語らず。「ヨーロッパの民衆が出会い見解を表明する可能性を与える」[19]

考察：

Q. ビドーはなぜ「欧州議会」と「経済および関税同盟」を要求した？

（そこにおける JICMEU やハーグ会議の影響は？）

- 1948 年 2 月 13 日国民議会：ビドー外相「平和的なドイツの単一**欧州経済への統合**」を提唱[20]

→この時点では、欧州経済への統合のみで、欧州議会については検討していない。

➢ JICMEU の覚書を利用した（に乗っかった）。なぜ？理由は以下。

- 先行研究の見解… 国内の政治的理由＝外相として再任されるための必死の奮闘[21]。

Journal of Cold War Studies, vol.18, no.1, pp.133-160.

[17] ME-333, Official Minutes, International Executive Committee meeting, 18 July 1948, Annex A and B.; ME-1052.

[18] ME-850, Lettre de Sandys, 21/7/1948.

[19] MAE, Z-10, Télégramme de Clapier à Koscziuscho, Déclaration du Président Georges Bidault sur le problème du fédéralisme européen, 19/7/1948.; 上原前掲論文, 2002b, 73 頁。

[20] Young, John (1990), *France, the Cold War and the Western Alliance*, Palgrave Macmillan, p.197.

[21] Young, John (1984), Britain, France and the Unity of Europe 1945-1951, Leicester: Leicester University Press, p.110.; Massigli, René (1978), Une comédie des erreurs 1943-1956. Souvenirs et réflexions sur une

- 特に、自身が非難を受けることとなった原因である対独政策の打開が必要。
- 西ドイツ国家成立前に欧州を制度的に建設し、これに西ドイツが参加させることによって暴走を防ぐという意図[22]。

第二節　BTO 機構内議論における対立と調整：1948 年 10 月研究委員会の設置

【ビドー提案に対する各国の反応】

■　イギリス

【7 月 19-20 日 BTO 諮問理事会】[23]

・6 月 17 日に JICMEU のイギリス代表団にベヴィンが伝えていた懸念＝**欧州議会が共産主義者を含んでしまう危険性**について、ベヴィンは 7 月 19-20 日に開催された BTO 諮問理事会で再度指摘。

・ベヴィンはビドー提案について、まずは各々の政府に報告することを提案。

【7 月 26 日閣議】

・欧州議会構想について、ベルギーのスパーク外相が賛同しただけで、その他では「この提案への熱狂などほとんどなかった」[24]と報告。

・アトリーは、6 月 17 日の JICMEU のイギリス代表団との会談時と同じく、再度、欧州議会は独立した機関や議会ではなく、各国政府によってなされなければならないと主張。

- 注目すべき点：ベヴィンが繰り返し、欧州議会に**共産主義者が参加する可能性を懸念**している。
- この点が、後の機構の性格（民主主義、人権保障 etc.）の決定に繋がっていく（と現時点では仮説的に考えている）。

■　ベルギー

・　スパーク外相は、7 月 19-20 日の BTO 諮問理事会内でもビドー提案に支持を表明。

・　7 月 29 日：スパークは、ベルギー上院で欧州議会支持を表明[25]。

【7 月 24 日：スパーク・ラマディエ会談】[26]

・スパークはベヴィンが BTO 諮問理事会において、提案と説明は、代わりに民間組織に任せるのが最善だと言っていたので、そこから学び、明確な提案を提示するリスクは、非公式な（民間の）運動に負わせればよいと考えるとラマディエに説明。

étape de la construction européenne, Paris: Plon, p.145.

[22] 上原・廣田前掲論文, 118 頁。; Young (1990), *op.cit.*

[23] Svik, Peter (2016a), "Early European Summitry and the Making of the Council of Europe," *Journal of European Integration History*, vol.22, no.1, p.110.

[24] PREM8/1431, CM(48)54, 26 July, 1948.; 細谷雄一（2001）『戦後国際秩序とイギリス外交』創文社, 115 頁。

[25] *Chronique de Politique étrangere*, vol. I , no.3, p.36.

[26] ME-1052, Indications fournies par M. Ramadier sur sa conversation du 24 Juillet 1948 avec M. Spaak et sur les conclusions qu'il en tire quant à la methode à employer pour la convocation de l'ASSEMBLEE EUROPEENNE.

【スパークとヴァレ＝プサン（Vallé-Poussin）との会合】[27]

・ベヴィンは**共産主義者の参加をどのようにして防ぐか**を懸念している。これが問題である。この点についてはスパークもラマディエも理解することができる。

→JICMEU はその点を踏まえるべきであると助言。

★スパークからの助言を受け、8 月初旬に JICMEU は新しい覚書を作成。

「**欧州議会**」[28]

・ベルギーのスパークは、JICMEU の覚書を外交交渉にのせることを約束してくれた。

・これに応えるため、欧州議会についての詳細なプランを提示。

・メンバーシップ：全欧参加が望ましいが、現在の情勢から考えると困難であるため、OEEC 参加 16 カ国から始める。

・権限：参加国が国際的なヨーロッパ組織に主権の一部を移譲することを決断するまでは、(欧州) 議会は、立法権も執行権も持たない。討議や助言の役割。

・議会は、**人権憲章を採択し、十分な制裁権を持った欧州最高裁判所の設立**提案を行う。

・政府に助言を行うため、なるべく速く「準備会議」を開催すべき。

→準備会議には、BTO5 カ国の議会からの代表だけでなく、議会外からの参加者も含めるべき。（合計で 75 名程度を想定）

→遅くとも、1948 年 11 月までには開始すべき。

- JICMEU は、一度なくしていた人権憲章の採択を再び盛り込んだ。
  →ベヴィン（＋スパーク）が懸念していた共産主義者の排除に対応するためである可能性がある。
  →この文言が採択されれば、人権憲章の採択に賛成できる人を中心に議会を構成するよう仕向けることができる。
- 準備会議の「議会外」からの参加者＝**JICMEU のメンバーを含めるため**だと考えられる。
  →自分たちの参加を確保し、自分たちの望む形での統合を早期に実現するため[29]。
- JICMEU は、この時点では**詳細なプラン**は提示せず、「準備会議」で検討するものとした。
  例：参加国、議席配分、議員の選出方法、手続き規則、第一回議会の日程・場所、議題など
  →とにかく外交レベルの議論を妨げないことが重要であった。
- まだこの時点では、JICMEU は議員の共産主義者の排除と議員の選出方法の関係性については、人権憲章の採択以外は提示せず。

→スパークは新しく採択された「欧州議会」覚書に賛意を表明し、BTO5 カ国外相会議にベルギーを代表して提出すると確約[30]。

■ フランス

---

[27] Ibid.

[28] *DHEI*, vol.4, pp.360-362. BTO への提出は 8 月 16 日だが、作成日は 8 月初旬頃と思われる。

[29] 同様の見解は以下を参照。上原前傾論文, 2002b, 72 頁。

[30] ME-10, from Sandys to Rebattet, 9th August, 1948.

・7 月 24 日から新政権

→マリー（André Marie）首相、ブルム副首相、シューマン外相、レイノー大蔵大臣、フリムラン（農相）、ラマディエ（国務大臣）

- レイノーもラマディエもハーグ会議以来、JICMEU と協働[31]
- ブルムもこの時期、10 月 25 日に設立されることとなる「欧州運動（EM）」の名誉総裁就任を打診されていた。（後に承諾し、名誉総裁の一人となる）[32]
- JICMEU と密接な関係にある人物が仏内閣に複数内包されていた。

【8 月 18 日：閣議】[33]

→シューマンとラマディエが、JICMEU の「欧州議会」覚書を閣議に提出。

→決議の結果、覚書の結論を促すイニシアティヴをフランスとベルギーが共同でとること、そのために公式にベルギー政府と協議に入ることが決定。

→公式声明が発表された。

議会の形態は当面諮問的役割となると思われるが、最終的には一定の決定権をもち、欧州連邦の核となることが期待。

【シューマンの考え】

・スパーク（とベヴィン）は、欧州議会についての詳細ばプランの検討は民間組織（＝JICMEU）に任せるべきだと考えていたが、シューマンは違っていた。

→事は急を要する性格であり、**「民間機関に欧州議会構想の進展を任せていると、無制限に遅れる危険性がある」**[34]

・しかし、シューマンは、JICMEU の構想を、具体的かつ実現可能性を備えたものとして肯定的に評価[35]。

- フランス政府が公式に JICMEU の覚書を採用し、外交交渉の場にあげたことは重要な出来事。イギリスにとって、ヨーロッパにおける最も密接な同盟国は、フランスであったから[36]。
- シューマンが、「事は急を要する」と言っているのには、西ドイツ成立を前に、フランス国内の世論と、ドイツ国内のナショナリズムの勃興を懸念したため[37]。
  いち早く、西ドイツをこちら側（西ヨーロッパ）の枠組みに包摂する必要性[38]。

---

[31] ラマディエは、ハーグ会議政治委員会議長を務めた後、JICMEU 内の制度委員会議長を務めていた。レイノーはボンヌフ（Bonnefous）とともに、政治委員会での議論に積極的に参加し、直接選挙によって選出された議員から成る欧州議会の設置を主張していた。

[32] 上原良子（2000）「フランス社会党の欧州統合構想と欧州審議会」『西洋史学』第 198 号, 36 頁。

[33] FO371/79267, Z2054/10719/72.; Auriol, Vincent (1974), Journal du Septennat, 1947-1954, Tome II 1948, Paris, p.368.

[34] Z-11, Direction d'Europe, Note, Formation de l'Union Européenne, 8/11/48.; 上原前掲論文, 2002b, 75 頁。

[35] Z-10, Télégramme de Shuman à Londres, 1/10/1948.; 上原前掲論文, 2002b, 80 頁。

[36] Hick, *op.cit.*, pp.286-287.

[37] Bitsch, Marie-Thérèse (1986), "Le rôle de la France dans la naissance su Conseil de l'Europe,'' in : Raymond Poidevin (dir.), *Histoire des début de la construction européenne*, Bruxelles: Bruylant, pp.168-171.

[38] Z-11, Circulaire, 25/19/1948.; 上原前掲論文, 2002b, 81 頁。

■　イタリア政府・アメリカ国務省も、フランスの決定に支持を表明[39]。
　→この計画が「欧州連邦」へとつながる希望を表明。

【欧州議会をめぐる英仏対立（外相レベル）】

■　**9 月 7 日：BTO 常任理事会[40]**

・イギリス：フランス・ベルギーに支持された 8/18JICMEU「欧州議会」覚書に対する反論

【質問状】

議員の選出方法は議会の任命か政府の任命か

主権の移譲のタイミング

議会の政策領域（財政・外交・国防も含むのか）

議会に執行権は付与されるのか

海外領との関係

→欧州議会の問題は、防衛・経済問題の解決後に取り組むべきと主張。

- 防衛＝NATO 設立、経済＝OEEC での進展を意味していると考えられる。
  →ベヴィンは、自身が進めてきた実行可能な方法での欧州統合を阻害されたくなかった[41]。
- イギリスは、議員の選出方法は、政府任命を固持[42]。
  →政府任命であれば、政府の政策と対立することはない。
- 海外領との関係＝英連邦との関係を意味。
  →ところが、英連邦との関係を理由にした欧州議会設置への反対は、10/12 から意味を為さなくなる。
  ★10 月 11-12 日：英連邦首相会議@ロンドン[43]
  →西欧統合への支持を全会一致で表明。
  ⇨アトリーやベヴィンらの反対理由の一つは崩壊。
- 残る問題の中でも、最も重要な点は**「議員の選出方法」**と**「議決方式」**となっていく。
  議員の選出方法…**主権の問題、共産主義者の参加問題** / 議決方式…**主権の問題**　と関係

■　**9 月 30 日：BTO 諮問理事会**

・フランスとベルギーはイギリスに反論。

・10 月 1 日：質問状への回答を提出

議会…諮問的役割

現状は、議会への執行権の付与は考えていない

---

[39] DSND9/3/1, European Assembly-Statements by Governments.; Marshall to Carffery, 27 August 1948, *FRUS*, 1948,Ⅲ, pp.222-223.

[40] Z-10, Note britannique concernant l'Assemblée Européenne, 7/9/48.

[41] 細谷前掲書, 121 頁。

[42] 11 月 26 日から開始される「欧州連合研究委員会」内での議論でより明らかとなる。

[43] *Daily Telegraph*, 'Empire PM's back Western Union', 20.10.48.

議会は、「世論の代表」であり、政府から自律した存在であるべき
メンバーシップは、OEEC 諸国から構成

■ **10 月 25-26 日：BTO 諮問理事会**[44]

→ベヴィンは、閣僚から成る組織の創設を主張。特に、議会議員の選出方法や、欧州議会議員と各国政府との関係などについて疑問を呈した。

→詳細なプランでの合意には至ることができなかったが、欧州議会の問題について検討を行い、報告書を外相会議に提出するための**研究委員会**が設置が決定。

■ **同日：JICMEU は「欧州運動（EM）」に改組が発表**[45]

名誉総裁…スパーク、チャーチル、ブルム、デ・ガスペリ
国際委員会と国内委員会の設置

第三節　CoE 設立合意に向けて：研究委員会における検討

■ **11 月 23 日：EM の執行委員会覚書「欧州諮問議会と欧州閣僚理事会」**[46]

→11 月 26 日から開始する BTO 研究委員会に向けて覚書を作成。

【内容】

欧州諮問議会：

・何らかの形での欧州統合は、欧州の自由な国のほとんどの政府によって宣言された目標であり、この政策はすべての民主的な政党によって積極的に支持されている。

・問題は、この目標が政府の行動によってのみ進められるか、民主的な議会の形をとって民衆によって進められるべきかという点である。

・そして、全てのイニシアチブを政府の手に委ね、議会や国民を参加から除外することは重大な誤りである。

・議会は精神的な統一を創り出す

権限：

・議会は連邦議会ではない＝憲法制定議会ではない＝立法権はない

・したがって、「欧州諮問議会（European Consultative Assembly）」と呼称

・議会は世論を刺激、政治・経済統合の実践的な方法について助言、連合もしくは連邦を創設する上で浮上する法律・憲法的含意について調査、必要な計画の準備

・議会は、人権憲章を採択し、十分な制裁権を持った欧州最高裁判所の設立提案を行う etc.

★以下は、8 月 18 日 JICMEU「欧州議会」覚書からの加筆・修正箇所

代表の選出：

---

[44] Z-11, CPTB, Rapport de la Commission permanente sur la question de l'Assemblée européenne, 21//10/48. ; Z-11, S/DEN, Note, Projet d'Assemblée Européenne, PV. la Troisième session du Conseil Consultatif, Paris, 25-26/10/48.

[45] *DHEI*, Vol.4, pp.366-367.

[46] *Ibid.*, pp.368-373.

・各国議会に選出責任をもたせる（**議会任命**）
・どのような手順で選出するかの詳細は、**各国に任せる**こととなる。
・諮問議会議員は、各国の議会議員に限られない。

欧州閣僚理事会：
・イギリス政府が主張している「欧州諸国の閣僚理事会」は、ハーグ会議に提出されたの政治報告書でも提案されていたこと。
・ハーグ会議の政治報告書は、2 つの国際機関の創設を提案していた：**①欧州閣僚理事会②欧州諮問理事会**

➢ EM が作成した（JICMEU 時代も含め）覚書の中で最も詳細。 ➢ 冒頭では、**自分たち（EM メンバー）の参加を確保**するだけでなく、議会議員の選出方法を政府任命でなく、**議会任命**にすべきであることが暗に主張されている。 →後半で、議会任命とすることが明記。ただし、詳細な選出手順を各国に任せるとすることによって、共産主義者を排除できる可能性を残した[47]。 →ベヴィンらの懸念への対応[48]。 →後半で、「諮問議会議員は、各国議会議員に限られない」とすることで、議員以外の EM メンバーを送り込める余地を残した。 ➢ なにより、ここで閣僚理事会と諮問議会の併設という妥協案が提示。 ➢ 立法権・憲法制定権は議会にはない点が強調。 ➢ 全体として、イギリス政府に配慮された形の妥協案。この提案がどのように研究委員会で検討されるか？

■ **11 月 26 日～：研究委員会（通称：エリオ委員会）開始[49]**

【メンバー】
フランス：エリオ（E. Herriot）、レイノー（Paul Raynaud）、モレ（Guy Mollet）、
ド・マントン（François de Menthon）、コルバン（C. Corbin）
イギリス：ドールトン（Hugh Dalton）、ジェブ（Sir Gladwyn Jebb）、
インバーチャペル卿（Lord Inverchapel）、ブリッジ（Sir Edward Bridge）、ジル（T.H. Gill）、
ウェイド（Prof. E.C.S. Wade）
オランダ：アルバルダ（J.W. Albarda）、ケルステンス（P. Kerstens）、スロ（J. Bruins Slot）
ベルギー：ビュセ（M. Buset）、シュリヴェール（A. de Schryver）、ドゥウーズ（F. Dehousse）
ルクセンブルク：ラスカン（M. Rasquin）、ローシュ（F. Loesch）
【議論】

---

[47] Hick, *op.cit.*, p.341.
[48] ベヴィンだけでなく、研究委員会のイギリス代表団のドールトン（労働党）も、諮問議会が設置された場合、チャーチルら保守党が国外から労働党政権を批判するアリーナとして活用するのではないか、また、共産主義者たちが扇動のアリーナとして議会を利用するのではないかということを懸念していた。Dalton, Hugh (1962), *High Tide and After: Memoirs1945-1960*, Muller, p.316.
[49] FO800/460, EUR/48/62, 27 November 1948, Dalton to Bevin.; 上原前掲論文, 2002b, 81-83 頁。

・英代表ドールトン：EM の覚書を受け、諮問議会に関心を持ったことを述べた。
→以後は、諮問議会の議員選出方法と投票方式などが中心的な争点となる。
・イギリス代表団の主張：5 年間の時限付で「欧州評議会（Council of Europe）」を設置、
閣僚理事会と政府任命による諮問議会（ブロック式投票）
諮問議会の議決は全会一致方式

・仏・ベルギー代表団の主張：議会はできる限り代表的性格を持ち、民衆の代表として意見表明が自由にできること。
議会の議決は個人投票かつ多数決制
・オランダ・ルクセンブルクは、どちらかと言えば仏・ベルギー寄りであった[50]。
⇨上記を基礎とした対立が解消されない中で、12 月 8 日に EPU が、9 日に EM が研究委員会に招待された。

■ **12 月 9 日：EM「5 大国委員会への声明」[51]**
→研究委員会に、EM のサンズ、ビシェ、ブルグマンス、ドートリー、ヴァレ＝プサン、レッティンゲル、レーナルトが招待された際、提出した覚書。
【内容】
・議会は、憲法・軍事問題、その他 OEEC などの他機関で既に取り扱われている事項を扱う権限はもたない。
・しかし、欧州統合に関わる広く長期的な問題については、議論することが許される。
・メンバーシップ：BTO5 カ国のままでは、主として軍事組織になってしまう為、他の自由なヨーロッパ諸国を加えるべき。
・議会議員の選出方法：11 月 23 日覚書と同様。議会任命。任命方法の詳細は各国に委ねる。
共産主義者の問題：
・共産主義者の参加問題は過度に誇張されている。
・OEEC 参加 16 カ国の各国議会内の共産主義政党員をたしても、10%以下にしかならない。
・もしも議会の定数を 300 名とした場合、共産主義者の参加は 20 名ほどにしかならない。
・一部の議会では、議事妨害戦術を採っている小グループがかなりの混乱を引き起こす可能性があることは事実。しかし、この危険性が事前に予見されている場合は、適切な手順規則を採用することで大幅に減らすことができる。
・共産主義者を排除するための正式な規制を導入するという考えは非民主的で望ましくない。
議会と閣僚理事会の関係：
・議会は、閣僚理事会に助言し、閣僚理事会の見解が後に議会にフィードバックされる。
・閣僚理事会は議会に対して連帯して責任を持つ。
・現段階では、2 つの組織間の関係を明確に定義することはできない。

---

[50] Hick, *op.cit.*, p.340.
[51] DSND9/3/1, Summary of Statement by the Delegation of the European Movement to the Five-Power Committee on European Unity.

- ここではじめて「共産主義者の問題」という項目が設けられた。
- 大事な点は、共産主義者の参加を懸念するイギリス政府とイギリス代表団を宥めることと、そうしながらも、明白な共産主義者の排除は、非民主的で望ましくないとしていること。
- 議員選出方法は、かわらず議会任命を固持。

■ **12 月 8 日：EPU 覚書[52]**

→研究委員会に、クーデンホーフ、ボーイ、コティ、ギルソン、マッケイらが招待された際、提出した覚書。

【内容】

・OEEC16 カ国＋西ドイツの代表からなる European Council の創設。

・メンバーは合計 110 名を想定。

・議員の選出方法は、政府任命。

・Council には、**いかなる執行権・立法権もない**。

- EPU なりの妥協であった。1948 年 9 月に開催された EPU インターラーケン会議で採択された決議は、より連邦主義的なものであった。
- ここに、民間組織側は立法権・執行権の付与を断念、議会を諮問的役割に留めるという点で合意が生まれていた。

■ 12 月 16 日：英代表ドールトン（Hugh Dalton）

"We are half-way across the stream"（小川を超える途中まで来ている）と発言[53]。

- 激しく繰り広げられた議論の対立が、ようやくオチへと向かいそうな空気感を表している。
- が、実際に合意された点は、閣僚理事会と諮問議会の設置のみであった。

↓

■ **1 月 13-14 日：@ロンドン・ホワイトホール　ベヴィン・シューマン会談**

→4 回の全体会合、12 回の小委員会会合を経て、ようやく合意へと至ったことが発表[54]。

合意…イギリスの主張する**閣僚理事会**と仏・ベルギーの主張する**諮問議会**の併設

※ベヴィンはすでに、NATO や OEEC 以外のヨーロッパ組織（＝後の CoE）設立を容認していた。

根拠：1949 年 1 月 9 日　ベヴィン「統一欧州」覚書[55]

→大西洋条約が調印されれば、BTO の軍事部門をそちらに移行できる。西欧同盟はのこった経済・社会的側面を扱うことになるが、CoE が設立されれば、これらを移行することができる。

---

[52] Z-11, Note pour résumer les vœux exprimes, le 8 decembre, par le Conseil de l'Union Parlementaire Européenne.

[53] *Daily Press*, 18.12.48.

[54] Keesings Contemporary Archives 1949, p.9754.

[55] PREM8/1431, CP(49)3, Memorandum by Bevin, "European Unity", 7 January 1949.; 細谷前掲書, 127-128 頁。

- 閣僚理事会と諮問議会の併設では合意していたが、ベヴィン・シューマン会談では、それ以外の**①議員の選出方法、②投票方式では**合意に至っていなかった[56]。
  ①：ベヴィン…政府任命 vs シューマン…議会任命
  ②：ベヴィン…ブロック式投票 vs シューマン…個人投票
- この棚上げされた対立点が、再び研究委員会が再開されると、浮上することとなる。

【対立の再燃】

■ **1 月 18 日：BTO 研究委員会[57]**

【イギリスの新たな覚書】

・議会議員の選出方法は、政府任命。大臣によって率いられる。

・投票方式は、ブロック式投票。

・2/3 の議決によってさらに検討すべき課題を閣僚理事会に提案することができるが、閣僚理事会の決定は、全会一致とする。

→ドールトンは、ここに示したこと以外は受け入れないと頑なに主張[58]。

→仏代表団のレイノーは、イギリスの新しい覚書は権威主義的で民主的な議論ではないと批判。

⇨議論がまとまらなかった為、委員会は最終的に、**①研究委員会内で 1948 年 12 月に採択された提案書**と**②イギリスの新しい提案書、③研究委員会の議事録**の 3 点を諮問理事会に提出することを決定。

■ **1 月 27-28 日：BTO 諮問理事会@ロンドン[59]**

→2 日間の議論を経て、諮問理事会は以下のことに合意。

・閣僚理事会と諮問的組織（Consultative **body**）から成る「欧州評議会（Council of Europe）」の創設

・議員の選出方法・投票方式などの詳細は、新たな参加国を加えてから検討する

■ **2 月 5 日：BTO 諮問理事会　コミュニケ発表[60]**

・閣僚理事会と諮問議会から成る「欧州評議会（Council of Europe）」の創設

・共通利益のあらゆる問題を議論（国防問題以外）

・議会は閣僚理事会に対して勧告を議論・策定するが、いかなる立法権・憲法制定権も持たない

・議会は閣僚理事会が見解を求めるすべての問題および加盟国の共通の利益にかかわる問題を検討し、民衆に共通の文明の基礎を理解させる

---

[56] FO371/79214, Record of conversation between the Secretary of State and Monsieur Shuman, 13th January, 1949.

[57] FO371/79261, Z936/10719/72, Draft Heads of Agreement for a Council of Europe, January 1949.

[58] FO371/79261, Z936/10719/72, Covering letter.; Bitsch, op.cit., pp.189-191.

[59] FO800/448, 28 January 1949, Record of the Meeting of the Consultative Council of the Five-Power Treaty, London 27-29 January 1949.

[60] Keesings Contemporary Archives, February 1949, p.9795.

・議会は年に１回開催される

Q.　1 月 18 日に再度緊張が高まった議論が、なぜ合意（コミュニケの発表）へと至れたのか？
⇨オランダのスティッケル（Dirk Stikker）の提案
「我々（大臣ら）は、イタリアや西ドイツを含めることとなるこの新しい機関を通じてヨーロッパ諸国の統合を促進していくという一般的な宣言を述べればよい」[61]
→他の、議員の選出方法・投票方式などは、新たな参加国を加えてから検討すればよい。
⇨この提案に、シューマンとベヴィンが賛成。

Q. ではなぜベヴィンは賛成したのか？

- 多方面から非難により、態度を変化。
  - ① フランスメディアからの批判
    →*Le Monde*、*Le Figaro* ら主要紙は、委員会の失敗をイギリスの責任だと非難[62]。
  - ② イギリスメディアからの批判
    →*Tribune*、*New Statesman*、*Times* も労働党政権に対して少しの譲歩をするよう非難[63]。
  - ③ 駐仏英大使ハーベイ（Oliver Harvey）からの指摘[64]
    →フランス主要紙における批判を受けた上で、もしも 1 月 26 日諮問理事会で何の成果も示すことができなければ、イギリス政府に対する非難はより強くなるであろう。
    →もしも諮問理事会での合意に失敗すれば、この計画によってドイツの問題を解決しようとしているシューマンの政治的立場を弱めることになり、英米から自立した国家主義的な方法により、フランスをヨーロッパのリーダーにしようとするド・ゴールの立場を強めることになる。
  - ④ 研究委員会イギリス代表団からの報告
    →インバーチャペル卿「イギリスの政府間主義への固執の態度は、委員会ではむしろ悲しい雰囲気を生じさせている」[65]
    →ドールトン「我々は委員会の中で厳しい砲撃にさらされている」[66]

【小活：本日のまとめ】

---

[61] Quoted in Svik, op.cit., 2016a, pp.116-117.
[62] Le Monde, leedeing article, 27.1.49.; Aron, Raymond (1990), *les Articles Figaro*, tome1 : *la Guerre froide*, Editions de Fallois, Paris.
[63] *Tribune*, 'What kind of unity', 28.1.49.; *New Statesman&Nation*, 'Western Union dissension', 29.1.49.; *Times*, 'European Unity', 26.1.49.; Hick, *op.cit.*, pp.353-354.
[64] FO371/79214, Z651/1071/72, 22 January 1949, Harvey to FO: Discussion of ways of offsetting French disappointment at the failure of the Committee on European Unity to reach agreement.
[65] FO800/460, EUR/49/2, Inverchapel to Bevin, 20 January 1949.
[66] FO800/460, EUR/49/3, Dalton to Bevin,24 January 1949.

（特にオリジナリティに関する部分のみ）

- ハーグ会議では、政治・経済・文化統合について総合的に議論され、決議が採択されたが、JICMEU は、会議後に、なかでも「欧州議会」の設置を最重要政策に掲げ、以後これの実現に注力し、西欧各国政府に圧力行動を行なっていたことが明らかとなった。
- JICMEU・EM が欧州議会の設置を優先した理由は、①大衆へのインパクトが大きいこと、②議会さえ設置することができれば、ハーグ会議の決議内容を実現するよう継続して圧力をかけ続けることができると考えたためであった。＝欧州議会が構想を実現するための Key であった。
- CoE 設立交渉過程で、徐々に民主的側面（議会議員の各国議会による任命、自由な諸国による連合、人権憲章の採択と人権裁判所の設置など）が採用されていく時に、EM の提案が大きく影響を与えている可能性が高いと言えそう。
- そして、それ（民主的側面）はハーグ会議の決議で採択され、それが各国政府に配布されたからという単純な理由ではなく、特に冷戦の進展と関係し、イギリス政府（特にベヴィン外相）の共産主義者の排除という要望に応じる形で、提案されていたことが明らかになりつつある。
- イギリス政府や BTO 研究委員会に派遣されたイギリス代表団は、当初から、特に議員の選出方法（政府任命）、投票方式（ブロック式投票）について方針を変更しなかったが、多方面からの批判を受け、1949 年 1 月 28 日には閣僚理事会と諮問議会から成る「欧州評議会（a Council of Europe）」の創設には納得することとなった。

【この後議論する予定のもの＝今後の課題】

- 1949 年 2 月 25-28 日 EM の国際委員会@ブリュッセルとその後の CoE 設立準備会議との関係性
  →2 月 5-6 日の執行委員会で、ハーグ会議の決議で採択された「欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）」を再びアピールに持ち出すことを確認[67]。
  →2 月 25-28 日ブリュッセル会議での議論でも、Democratic の定義を考える上で、OEEC 諸国の地理的な量で定義されるのではなく、それらの国が人権憲章を支持することで定義されるということを確認[68]。
  →議員の選出方法、とくに共産主義者の参加への懸念への対処。
  ⇨ブリュッセル会議で採択された様々な覚書は、3 月 28 日から開始された 10 カ国代表者会議において、4 月 6 日にサンズ（Duncan Sandys）たちの手によって説明の上提出される。
  - これらが、どのようにして採用されていくか・いかないか分析要。

- CoE 設立が決定されて以後の、EM の目標
  →CoE 設立が、1 月 28 日に BTO 諮問理事会で決定され、2 月 5 日に公になったので、この後は、**CoE にどのように自分たち（EM のメンバー）の参加を確保していくか**が大問題となる。
  →特に、諮問議会の設置が決定されたという点では、議会議員の参加が見込まれる。
  ＝欧州各国の議員が参加する EPU との協力の必要性。
  →しかしながら、協力に失敗する見込み。

---

[67] DSND9/2/2, Réunion du Comité Exécutif, les 5 et 6 février 1949, Paris.
[68] *DHEI*, Vol.4, pp.377-388.

→代わりに、4 月 6 日にサンズは EM 内に「議員部門」を創設[69]。
→ストラスブールに、議員部門の事務所を設置。

- この出来事が、どのように設置された CoE 諮問議会での議論に影響するか。分析要。

参照文献・引用文献

未公刊資料

Archives de Ministre des Affaires Etrangères（注では MAE と略記）

Churchill Archives Centre, Cambridge

The Papers of Lord Duncan-Sandys（注では DSND と略記）

Historical Archives of the European Union, Florence

Mouvement européen（注では ME と略記）

The National Archives of the United Kingdom

CAB129　内閣文書（メモランダム）

FO800　外相文書（ベヴィン関係文書）

PREM8　首相文書（アトリー関係文書）

二次文献

Bitsch, Marie-Thérèse (1986), "Le rôle de la France dans la naissance du Conseil de l'Europe," in: Raymond Poidevin (dir.), *Histoire des débuts de la construction européenne*, Bruxelles: Bruylant, pp.165-198.

Dalton, Hugh (1962), *High Tide and After: Memoirs1945-1960*, Muller.

Department of State (1975), *Foreign Relations of the United States, 1948, Vol.III: Western Europe*, Washington, D.C.: USGPO.（注では *FRUS* と略記）

Hick, Alan (1981), *The European Movement and the campaign for a European Assembly 1947-1950*, thesis, European University Institute.

Lipgens, Walter and Loth,Wilfried (eds.), *Documents on the History of European Integration*, Vol.4, de Gruyter: Berlin/New York, 1991.（注では *DHEI* と略記）

Macmillan, Harold (1969), *Tides of Fortune*, Harper Collins.

Milward, Alan (2005), *Politics and Economics in the History of European Union*, Routledge.

Poidevin, Raymond (1986), *Robert Shuman: homme d'Etat 1886-1963*, Paris: Imprimerie nationals.

Robertson, Arthur Henry (1956), *The Council of Europe: Its Structure, Functions and Achievements*, New York: Frederick A. Praeger.

Seidel, Katja (2010), "From Pioneer Work to Refinement: Publication Trends", in Wolfram Kaiser and Antonio Varsori(eds.), *European Union History*, Palgrave Macmillan, pp.26-44.

Schmahl, Stefanie, and Marten Breuer (eds.) (2017), *The Council of Europe: Its Law and Politics*, Oxford: Oxford University Press.

Spaak, Paul-Henri (1971), *The Continuing Battle: Memoirs of a European*, Weidenfeld.

[69] *Ibid.*, pp.399-403.

Svik, Peter (2016a), “Early European Summitry and the Making of the Council of Europe,” *Journal of European Integration History*, vol.22, no.1, pp.107-123.
Svik, Peter (2016b), “The Czechoslovak Factor in Western Alliance Building, 1945-1948,” *Journal of Cold War Studies*, vol.18, no.1, pp.133-160.
Young, John (1990), *France, the Cold War and the Western Alliance*, Palgrave Macmillan.
上原良子（2000）「フランス社会党の欧州統合構想と欧州審議会」『西洋史学』第 198 号、23-43 頁。
上原良子（2002a）「「ヨーロッパ文化」と欧州審議会の成立」『国際政治』第 129 号, 92-106 頁。
上原良子（2002b）「欧州審議会の成立とフランス」『史論』第 55 巻、70-90 頁。
上原良子・廣田功（2012）「戦後復興と欧州統合」吉田徹編『ヨーロッパ統合とフランス』法律文化社、第 4 章。
遠藤乾編（2008a）『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会。
遠藤乾編（2008b）『原典　ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会。
遠藤乾・板橋拓巳編著（2011）『複数のヨーロッパ』北海道大学出版会。
細谷雄一（2001）『戦後国際秩序とイギリス外交』創文社。
最上敏機（2006）『国際機構論』東京大学出版会。

以上